

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 6 月 19 日 (金) 第 116 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定予定 (2 件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- 肥料取締法施行細則に基づく表示を要する普通肥料及びその表示事項の一部改正 (経営技術課取扱い) 3
- 肥料の登録事項の変更 (経営技術課取扱い) 4
- 肥料の登録の失効 (経営技術課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の工事の完了 (9 件) (農地整備課取扱い) 4
- 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 6
- 令和 2 年度高圧ガス等免状交付業務委託 (消防保安課取扱い) 6
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 6

正 誤

- 鹿児島県公報第3301号の13 (平成29年3月31日付け) の一部訂正 (※) (人事課取扱い) 7
- 鹿児島県公報第3403号の14 (平成30年3月30日付け) の一部訂正 (※) (人事課取扱い) 7
- 鹿児島県公報第3506号の17 (平成31年3月29日付け) の一部訂正 (※) (人事課取扱い) 7

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 596 号

森林法 (昭和 26 年 法律 第 249 号) 第 25 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ り , 次 の と お り 保 安 林 と し て 指 定 す る 予 定 で あ る 。

令和 2 年 6 月 19 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市西佐多町2926番4, 2935番1, 2960番1, 3669番1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第597号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 2 年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
熊毛郡屋久島町永田字宇都ノ上3189番，字高橋3250番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第598号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 2 年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿児島市上谷口町2217番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第599号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 2 年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 事業所 | | 指定居宅サービス事業者 | | | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|-----------------|---------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 訪問看護ステーション福ちゃん | 志布志市松山町新橋267番地4 | 株式会社アクティブフロンティア | 志布志市松山町尾野見497番地 | 福元 智和 | 令和 2 年 4 月 30 日 | 訪問看護 |

鹿児島県告示第600号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和 2 年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------------------|-----------------|----------|-------------------|--------|----------------|---------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 株式会社やすらぎ訪問看護ステーション | 出水市麓町 1474 番地 | 株式会社やすらぎ | 出水郡長島町山門野 4471 番地 | 出来 啓介 | 令和 2 年 5 月 1 日 | 訪問看護 |
| デイサービス H O M E B A S E | いちき串木野市 旭町 61 番 | 株式会社至誠舎 | いちき串木野市 緑町 70 番 | 永原 真一 | 令和 2 年 6 月 1 日 | 通所介護 |

鹿児島県告示第 601 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 2 年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 事業所 | | 指定介護予防サービス事業者 | | | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|----------------|---------------------|-----------------|--------------------|--------|-----------------|-----------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 訪問看護ステーション福ちゃん | 志布志市松山町 新橋 267 番地 4 | 株式会社アクティブフロンティア | 志布志市松山町 尾野見 497 番地 | 福元 智和 | 令和 2 年 4 月 30 日 | 介護予防 訪問看護 |

鹿児島県告示第 602 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和 2 年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|--------------------|---------------|----------|-------------------|--------|----------------|-----------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 株式会社やすらぎ訪問看護ステーション | 出水市麓町 1474 番地 | 株式会社やすらぎ | 出水郡長島町山門野 4471 番地 | 出来 啓介 | 令和 2 年 5 月 1 日 | 介護予防 訪問看護 |

鹿児島県告示第 603 号

平成 13 年 11 月 20 日鹿児島県告示第 1494 号（肥料取締法施行細則に基づく表示を要する普通肥料及びその表示事項）の一部を次のように改正し、令和 2 年 6 月 19 日から施行する。

令和 2 年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

表の 5 の項及び 6 の項を次のように改める。

| | |
|---|--|
| <p>5 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 1 の 2 の (1) に定める動物由来たん白質であって、同 (1) の表の第 2 欄に定める確認済ゼラチン等以外</p> | <p>この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。</p> <p>(注) 動物由来たん白質の次に () を付し、() の中にその由来する動物種を記載することがで</p> |
|---|--|

| | |
|--|--|
| <p>のものをいう。以下同じ。） が原料として使用された普通 肥料（6 に掲げるものを除 く。）</p> | <p>きる。 記載例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>この肥料には、動物由来たん白質（豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。</p> </div> |
| <p>6 動物由来たん白質が原料として使用された普通肥料のうち、牛、めん羊又は山羊に由来する動物由来たん白質が原料として使用されたもの又は原料事情等により使用する場合がありますもの</p> | <p>この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。</p> <p>(注) 牛等由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができる。</p> <p>記載例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>この肥料には、牛等由来たん白質（牛又は豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。</p> </div> |

鹿児島県告示第604号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録事項に変更があった旨の届出があった。

令和 2 年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 生産業者 | | 変更の内容 | | | 変更年月日 |
|-------------|--------|-------|-------------------|------------------|-------|-----------------|------------------|----------|
| | | | 氏名又は名称 | 住所 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | |
| 鹿児島県肥第1302号 | 乾燥菌体肥料 | 黒もろみ | 西薩クリーンサンセット事業協同組合 | いちき串木野市西薩町17番地35 | 住所 | いちき串木野市西薩町17番地8 | いちき串木野市西薩町17番地35 | 令和2年6月1日 |

鹿児島県告示第605号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和 2 年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量 (%) | その他の規格 | 生産業者 | | 失効年月日 |
|-------------|-------|---------|------------------------|--------|-----------|---------------|----------|
| | | | | | 氏名又は名称 | 住所 | |
| 鹿児島県肥第1203号 | 魚かす粉末 | 5019魚骨粉 | 窒素全量 5.0 りん酸全量 19.0 | 該当なし | 鹿児島肥糧株式会社 | 鹿児島市城南町19番10号 | 令和2年6月5日 |

鹿児島県告示第606号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（農業用用排

水施設整備）大隅地区の工事は、平成29年 3 月 17日に完了した。

令和 2 年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第607号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（農道整備）大隅地区の工事は、平成29年 1 月 31日に完了した。

令和 2 年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第608号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（区画整理）大隅地区鳩ヶ山換地区の工事は、平成31年 3 月 28日に完了した。

令和 2 年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第609号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（区画整理）大隅地区鍋田換地区の工事は、平成31年 3 月 28日に完了した。

令和 2 年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第610号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（区画整理）大隅地区山中堰^{せき}換地区の工事は、平成31年 3 月 28日に完了した。

令和 2 年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第611号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（区画整理）大隅地区前田換地区の工事は、平成31年 3 月 28日に完了した。

令和 2 年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第612号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（区画整理）大隅地区割子水流換地区の工事は、平成27年 6 月 29日に完了した。

令和 2 年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第613号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（区画整理）大隅地区木場迫換地区の工事は、平成30年 3 月 29日に完了した。

令和 2 年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第614号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（区画整理）大隅地区鳩ヶ山 2 換地区の工事は、平成31年 3 月 28日に完了した。

令和 2 年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第615号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により，次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和 2 年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った期間 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|-------------------------------|----------|--|-----------------|
| 奄美市 | 平成30年4月1日から令和元年12月20日まで | 地籍図及び地籍簿 | 奄美市名瀬大字根瀬部，名瀬大字西仲勝，名瀬長浜町，住用町大字東仲間及び住用町大字摺勝の各一部 | 令和 2 年 6 月 11 日 |
| 奄美市 | 平成30年5月7日から令和元年12月20日まで | 地籍図及び地籍簿 | 奄美市住用町大字役勝の一部 | 令和 2 年 6 月 11 日 |
| 錦江町 | 平成30年7月18日から令和 2 年 2 月 3 日まで | 地籍図及び地籍簿 | 錦江町田代麓の一部 | 令和 2 年 6 月 11 日 |
| 肝付町 | 平成30年6月11日から令和元年12月16日まで | 地籍図及び地籍簿 | 肝付町後田の一部 | 令和 2 年 6 月 11 日 |
| 中種子町 | 平成30年5月16日から令和 2 年 2 月 17 日まで | 地籍図及び地籍簿 | 中種子町納官及び増田の各一部 | 令和 2 年 6 月 11 日 |
| 龍郷町 | 平成30年6月19日から令和元年11月19日まで | 地籍図及び地籍簿 | 龍郷町瀬留及び嘉渡の各一部 | 令和 2 年 6 月 11 日 |

鹿児島県告示第616号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2第1項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2第1項の規定により，免状交付事務の一部を次のとおり高圧ガス保安協会に委託した。

令和 2 年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 委託に係る免状交付事務の内容

乙種化学責任者免状，乙種機械責任者免状，丙種化学（液化石油ガス）責任者免状，丙種化学（特別試験科目）責任者免状，第二種冷凍機械責任者免状，第三種冷凍機械責任者免状，第一種販売主任者免状，第二種販売主任者免状及び液化石油ガス設備士免状に係る次に掲げる事務に関する事。

- (1) 免状の交付申請書の配布，受付及び整理
- (2) 免状の再交付申請書の配布，受付及び整理
- (3) 免状の書換え申請書の配布，受付及び整理
- (4) 免状の作成及び送付
- (5) 前号に係る免状台帳の作成，保管及び整理
- (6) その他前各号に掲げる事務に関連する事務

2 委託に係る免状交付事務を処理する場所

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
高圧ガス保安協会本部

3 委託期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

大隅地域振興局告示第11号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 2 年 6 月 19 日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | 障害児通所支援の種類 |
|--------------|-------------------|--------------------|--------------------------------------|--------|---------------|-----------------------------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 放課後等デイサービス優愛 | 鹿屋市野里町 4660番3 | 合同会社優生 | 鹿屋市野里町 4841番4 | 古作 理恵 | 令和2年 5月1日 | 放課後等 デイサー ビス |
| 垂水レインボー | 垂水市市木字沖 田441番1 | k a n o n 株式 会社 | 鹿児島市下伊敷 一丁目7-14浜 田ビル1階101 号 | 畦浦 朗子 | 令和2年 5月25日 | 児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス |

| |
|------------|
| 正 誤 |
|------------|

平成29年3月31日付け鹿児島県公報第3301号の13中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 訂正箇所 | 誤 | 正 |
|-----|--------|------|-------|
| 30 | 上から9行目 | 64の③ | 64の3③ |

平成30年3月30日付け鹿児島県公報第3403号の14中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 訂正箇所 | 誤 | 正 |
|-----|---------|---------------------|---------|
| 12 | 上から6行目 | 保健医療機関等 | 保険医療機関等 |
| 21 | 上から25行目 | 及び都道府県標準保険料率 の算定 | の算定 |

平成31年3月29日付け鹿児島県公報第3506号の17中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 訂正箇所 | 誤 | 正 |
|-----|--------|--------|------------|
| 4 | 下から5行目 | 同表7の項中 | 同表7の項事項の欄中 |